

12 の 2—5 法第 12 条の 2 第 2 項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第 3 欄に掲げる期間とする。

なお、同表第 2 欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあつては、第 3 欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記 12 の 2—8(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益の適用しないこととなるので留意する。

また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記 12 の 2—3(2)の方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から 45 日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から 45 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。

経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）
メキシコ協定	6 か月	3 か月
マレーシア協定	3 か月	2 か月
チリ協定	3 か月	2 か月
タイ協定	3 か月	2 か月
インドネシア協定	6 か月	4 か月
ブルネイ協定	3 か月	2 か月
アセアン包括協定	3 か月	3 か月
フィリピン協定	3 か月	2 か月
スイス協定	10 か月	—
ベトナム協定	90 日	90 日
インド協定	3 か月	2 か月
ペルー協定	3 か月	2 か月
オーストラリア協定	45 日又は両締約国が合意するその他の期間	—
モンゴル協定	4 か月	2 か月

（輸出者等の事務所等へ立ち入り、調査する場合における協定相手国による調査への同意についての回答期限）

12 の 2—6 法第 12 条の 2 第 3 項に規定する相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
オーストラリア協定	30 日

(我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請についての回答期限)

12 の 2—7 法第 12 条の 2 第 4 項に規定する相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
メキシコ協定	20 日
マレーシア協定	30 日
チリ協定	30 日
タイ協定	30 日
インドネシア協定	30 日
ブルネイ協定	30 日
アセアン包括協定	30 日
フィリピン協定	30 日
ベトナム協定	30 日
インド協定	30 日
ペルー協定	30 日
モンゴル協定	30 日

(関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定)

12 の 2—8

- (1) 法第 12 条の 2 第 5 項第 1 号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール協定第 30 条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 45 条 1